

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	健康増進事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御所市は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

御所市長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づく健康増進事業(健康診査・保健指導・各種がん検診・肝炎ウイルス検診・健康教育・健康相談・健康手帳交付等)に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表111の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 デジタル推進課 電話0745-62-3001(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 デジタル推進課 電話0745-62-3001(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における	①部署 福祉部福祉課 ②所属長の役職名 福祉課長	①部署 市民安全部健康推進課	事後	機構改革による
令和1年6月27日	IV リスク対策		追加	事後	新様式に伴う追加
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満 平成27年3月16日時点	1万人以上10万人未満 令和元年6月27日時点	事後	見直しによる
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満 平成27年3月16日時点	500人未満 令和元年6月27日時点	事後	見直しによる
令和3年9月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	市民安全部健康推進課	健康福祉部健康推進課	事後	見直しによる
令和4年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	健康増進法(平成14年8月2日法律第103号)に 基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種	健康増進法(平成14年8月2日法律第103号)に 基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種	事前	検診に関する特定個人情報の 情報提供・情報照会の開始
令和4年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	健康管理システム、統合宛名システム	健康管理システム、統合宛名システム、中間 サーバー	事前	検診に関する特定個人情報の 情報提供・情報照会の開始
令和4年3月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一項番76	番号法第9条第1項別表第一項番76、番号法別 表第一の主務省令で定める事務を定める命令	事前	検診に関する特定個人情報の 情報提供・情報照会の開始
令和4年3月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	実施しない	実施する	事前	検診に関する特定個人情報の 情報提供・情報照会の開始
令和4年3月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	※健康増進事業の実施に関する事務において 情報提供ネットワークシステムによる情報提供	【情報照会】 番号法第19条第8号別表第二項番102の2	事前	検診に関する特定個人情報の 情報提供・情報照会の開始
令和4年3月15日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ	[○]接続しない(入手) [○]入手しない(提供)	[]接続しない(入手) []入手しない(提供)	事前	検診に関する特定個人情報の 情報提供・情報照会の開始
令和4年3月15日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ		十分である	事前	検診に関する特定個人情報の 情報提供・情報照会の開始
令和4年3月15日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ		十分である	事前	検診に関する特定個人情報の 情報提供・情報照会の開始
令和8年1月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	健康増進法(平成14年8月2日法律第103号)に 基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種	健康増進法に基づく健康増進事業(健康診査・ 保健指導・各種がん検診・肝炎ウイルス検診・	事後	見直しによる
令和8年1月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項別表第一項番76、番号法別 表第一の主務省令で定める事務を定める命令	番号法第9条第1項別表111の項	事後	見直しによる
令和8年1月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	【情報照会】 番号法第19条第8号別表第二項番102の2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表139の項	事後	見直しによる
令和8年1月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 総務課 電話0745-62-3001(代表)	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 デジタル 推進課 電話0745-62-3001(代表)	事後	見直しによる
令和8年1月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 総務課 電話0745-62-3001(代表)	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 デジタル 推進課 電話0745-62-3001(代表)	事後	見直しによる
令和8年1月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満 令和3年9月2日時点	1万人以上10万人未満 令和8年1月1日時点	事後	見直しによる
令和8年1月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満 令和3年9月2日時点	500人未満 令和8年1月1日時点	事後	見直しによる
令和8年1月19日	IV リスク対策 8. 人を介在させる作業		追加	事後	新様式に伴う追加
令和8年1月19日	IV リスク対策 9. 監査	自己点検	自己点検、内部監査	事後	見直しによる
令和8年1月19日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		追加	事後	新様式に伴う追加